

建審 第 2028 号

平成 28 年 9 月 29 日

関係協力団体 各位

大阪府住宅まちづくり部建築指導室長

平素は、本府建築指導行政の推進にあたり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、建設リサイクル法に基づく分別解体等及び再資源化等の適正な実施の確保のため、毎年 2 回（5 月、10 月）を「パトロール強化月間」とし、「建設リサイクル法全国一斉パトロール」を実施することとしております。

大阪府においても、同法の一層の周知徹底を図るため、平成 28 年 10 月 24 日（月）から 28 日（金）の間に、府内 17 市（特定行政庁）と連携し、「建設リサイクル法府内一斉パトロール」を下記のとおり実施する予定です。

つきましては、ご多用中のところ恐れ入りますが、「全国一斉パトロール期間」にあわせ貴団体の会報又は機関紙等に別紙を参考にパトロール情報を掲載いただくなど、会員皆様へ建設リサイクル法の周知、啓発を行っていただきますようお願い申し上げます。

記

府内一斉パトロールの実施体制

(1) 実施期間 平成 28 年 10 月 24 日（月）から 28 日（金）

(2) 実施機関 大阪府及び府内 17 市（特定行政庁）

（大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市）

問合せ先：大阪府住宅まちづくり部建築指導室

審査指導課 開発許可グループ

五十嵐・近藤

電話 06-6941-0351(内線 3092)



建設リサイクル法府内一斉パトロールを実施します

国におきましては、建設リサイクル法のさらなる実効性確保のため、毎年2回（5月、10月）を「パトロール強化月間」とし、「建設リサイクル法全国一斉パトロール」を行うこととしております。

そこで、大阪府におきましても建設リサイクル法の事務を行っている府内17市（特定行政庁）と連携し、下記のとおり「府内一斉パトロール」を実施します。

また、石綿による健康障害が発生していることから、府内一斉パトロールにおいて、解体工事等における石綿の飛散防止対策の一環としてリーフレットを配布するなど、石綿の適正な取扱いについての周知を行います。

記

1 府内一斉パトロールの実施体制

(1) 実施期間 平成28年10月24日（月）から28日（金）

(2) 実施機関 大阪府及び府内17市（特定行政庁）

（大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市）

2 パネル展示

展示場所	期 間
咲洲庁舎1階ロビー	10/3 9:30～10/31 17:00

【問合せ先】

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課 開発許可グループ

担当：五十嵐・近藤

電話 06-6941-0351（内線3092）

【参考】建設リサイクル法とは

法の正式名称は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」

特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材など）について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全等に寄与することを目的として、平成12年5月31日に制定され、平成14年5月30日から施行されています。